# 札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和6年3月(改訂)	令和5年10月(現行)	備考
札幌市公共測量仕様書の改訂について	札幌市公共測量仕様書の改訂について	
令和6年3月単価適用の委託業務から適用	令和5年10月単価適用の委託業務から適用	(変更)
~本仕様書を使用される皆様へ~	~本仕様書を使用される皆様へ~	
本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室	本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室	
ホームページ「工事管理室からのお知らせ」(下記アドレス参照)で改訂内容を	ホームページ「工事管理室からのお知らせ」(下記アドレス参照)で改訂内容	
ご案内しますので、ご確認ください。	をご案内しますので、ご確認ください。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html">http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html</a>	<a href="http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html">http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html</a>	

## 札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和6年3月(改訂) 令和5年10月(現行) 備考

#### 第1章 総則

#### I-5 測量の基準

測量の基準は、「札幌市公共測量作業規程(国土交通大臣が定める測量法第34条に基づく作業規程の準則 **を準用**。以下「作業規程」という。)」第2条の規定、「札幌市公共測量作業要領(以下「作業要領」とい う。)」及び別途地理院より定めるマニュアルによるほか、担当職員の指示によるものとする。

#### I-20 社内検査

- 1. 受託者は、成果物の品質に関し社内検査を行わなければならない。
- 2. 受託者は、測量業務計画書に社内検査員、検査項目、検査数量等について計画し、担当職員の承諾 を得ること。
- 3. 社内検査員は、主任技術者以外の者で、受託者があらかじめ指定した職以上にあるものを原則とす
- 4. 社内検査員は、原則として完了検査に立会するものとする。
- 5. 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。また、成果物提出時に は社内検査結果をまとめ、担当職員に提出するものとする。

### 第1章 総則

#### I-5 測量の基準

測量の基準は、「札幌市公共測量作業規程(以下「作業規程」という。)」第2条の規定、「札幌市公人 共測量作業要領(以下「作業要領」という。)」及び別途地理院より定めるマニュアルによるほか、担 当職員の指示によるものとする。

文言の追加

#### I-20 社内検査

- 1. 受託者は、成果物の品質に関し社内検査を行い、その結果を担当職員に提出しなければならない。 文言の修正
- 2. 受託者は、測量業務計画書に社内検査員、検査項目、検査数量等について計画し、担当職員の承諾 を得ること。
- 3. 社内検査員は、主任技術者以外の者で、受託者があらかじめ指定した職以上にあるものを原則とす
- 4. 社内検査員は、原則として完了検査に立会するものとする。
- 5. 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。また、完了時の社内検 査結果は業務完了届と同時に提出するものとする。